

上峰町地域公共交通利便増進実施計画

令和6年10月

佐賀県上峰町

目次

第1章 上峰町地域公共交通利便増進実施計画の概要

- 1. 計画の目的 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 地域公共交通利便増進事業を実施する区域 1
- 4. 地域公共交通利便増進事業の実施予定期間 1

第2章 地域公共交通等の課題と上峰町地域公共交通計画の概要

- 1. 地域公共交通等の課題 2
- 2. 地域公共交通計画の概要 3
- 3. 上峰町地域公共交通計画で定めた施策と地域公共交通利便増進事業の位置づけ 5

第3章 地域公共交通利便増進事業の内容及びその実施主体

- 1. 事業の概要 7
- 2. 事業の内容及びその実施主体 7
- 3. 事業実施スケジュール 10

第4章 事業実施に必要な資金

- 1. 地域公共交通利便増進事業の実施に必要な資金の額とその調達方法 10

第5章 地域公共交通利便増進事業の効果

- 1. 地域公共交通利便増進事業の効果 11

第6章 地方公共団体による支援の内容

- 1. 公共交通に対する支援 11
- 2. 公共交通の利用促進に資する情報の発信等 11
- 3. 協議会事務局 11

第7章 事業実施に必要な事項

- 1. 地域公共交通利便増進事業の実施のために必要な事項として国土交通省で定める事項 12

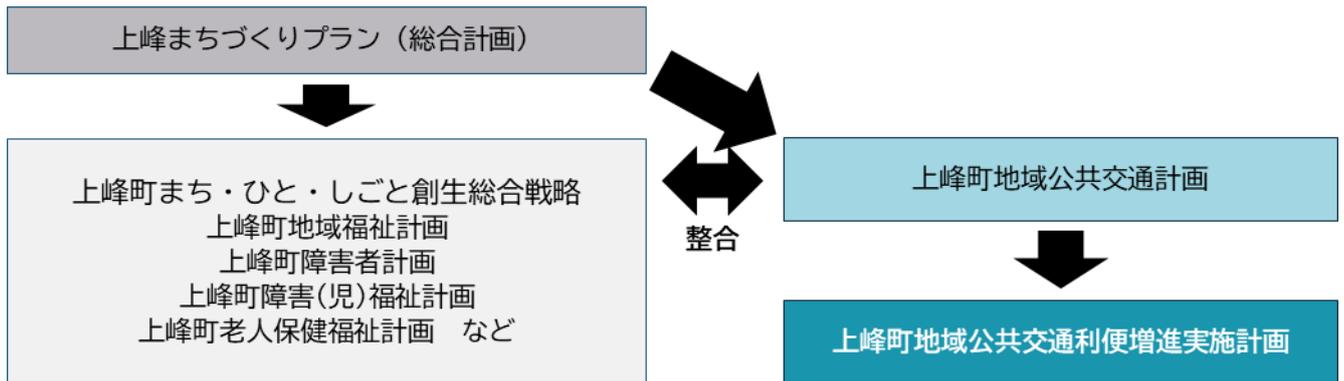
- 資料 13

第1章 上峰町地域公共交通利便増進実施計画の概要

1. 計画の目的

上峰町の地域公共交通に関する基本計画である「上峰町地域公共交通計画」に基づき、具体的な事業の実施方法を定める「上峰町地域公共交通利便増進実施計画」を作成する。

2. 計画の位置づけ



3. 地域公共交通利便増進事業を実施する区域

本計画の区域は、上峰町全域とする。

4. 地域公共交通利便増進事業の実施予定期間

本計画は、「上峰町地域公共交通計画」と整合性を図り、実施予定期間を令和6年12月1日から令和11年3月31日までとし、上峰町地域公共交通活性化協議会を中心として、計画立案（Plan）、事業の実施（Do）、検証・評価（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルに沿って進めていく。

なお、事業により実現した公共交通サービスについて、計画期間中は持続的に提供していく。

関連計画	年度								
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
上峰まちづくりプラン	→								
上峰町地域公共交通計画				→					
上峰町地域公共交通利便増進計画				→					

第2章 地域公共交通等の課題と上峰町地域公共交通計画の概要

1. 地域公共交通等の課題

(1) 地域公共交通の課題

路線バス、一般タクシーについては、新型コロナウイルスの影響により利用者数減少傾向から回復しつつある状況ではあるが、路線バスについては、運転手不足等の関係もあり運行に大きな影響がある状況である。

コミュニティバスは、特に利用者数減少が顕著な巡回バスについて、利用促進のための施策が必要である。路線バスとの接続を改善し、利用しやすい路線とすることで、路線バスの利用にも繋がり、路線バスの利用者増加にも寄与できるものと考えられる。乗合タクシーについては、予約の仕組みの改善や指定施設間の移動等町民のニーズに合った運行システムに改善することが利便性の向上に繋がると考えられる。

また、地域公共交通の情報についての発信方法や待合環境の整備について検討することも課題である。

(2) 中心市街地に関する課題

令和6年度末から順次稼働を予定している中心市街地（産直施設、定住促進住宅、文教施設、多目的交流施設）に関しては、現在、公共交通を利用した移動がしやすい状況とは言えないため、新たに公共交通ネットワークを構築する必要がある。

また、買い物、通院を主体としたコミュニティバスの運行から、観光、文化、スポーツ活動等も主な利用目的となるようなコミュニティバスへ発展させていく必要がある。



【中心市街地完成予想図】

位置	上峰町大字坊所字七本谷 1551-1 外
面積	約 72,000m ²
工期	令和6年2月～令和8年3月（予定）
整備施設	産直施設（道の駅、認定こども園）、定住促進住宅（商業施設、賃貸住宅）、文教施設（高等学校、こども家庭センター、保健センター、図書館他）、多目的交流施設（体育館、プール、武道館）

2. 地域公共交通計画の概要

(1)基本理念

上峰町まちづくりプランでは将来像を「多様な人・モノ・情報が交わる拠点 町民みんなで創る未来 上峰」としている。これに込められている思いは、「これからのまちづくりには、まち全体が連携し町民すべてが元気で心豊かに暮らせるまちとなること」である。

この将来像を公共交通の観点から表したものとして「行きかう人々であふれる賑わいのあるまち上峰」を上峰町における公共交通が目指す基本理念とする。

行きかう人々であふれる賑わいのあるまち上峰

(2)基本方針

基本理念を踏まえて、本町における地域公共交通の基本方針を定める。

利便性の高い移動手段の確保と地域活性化の一体的な取り組み

誰もが便利に利用できる移動手段を確保することが第一であり、その移動手段は「地域活性化」と「賑わいの創出」に大きく寄与するものでなければならない。この2つの命題を同時に解決していくこと、すなわち「利便性の高い移動手段の確保と地域活性化の一体的な取り組み」を基本理念実現にあたっての基本的方針とする。

(3)目標及び事業

目標① 町民にも来訪者にも利便性の高い地域公共交通システムの構築

コミュニティバスの運行計画を見直し、鉄道、路線バス、一般タクシー等の様々な交通モードと連携することで利用者の多様な移動のニーズに対応する。また、各交通モードの役割分担を明確にし、組み合わせることで運行効率を向上させる。町民だけでなく町外からの来訪者にとっても利便性の高い、環境に配慮した地域公共交通システムとなることが最大の目標である。

【事業1】利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成

⇒中心市街地を中心とした巡回バスの路線再編成、路線バスとの乗り継ぎを円滑にするためのダイヤ編成、乗合タクシーの運行システム見直し、コミュニティバスの運賃見直し及び共通乗車券の導入を実施する。

目標② 人々が集う快適な待合空間の整備

バス停留所の待合空間は、バスを待つ人々が集まる公共空間であり、快適な待合環境を提供することが求められている。新たに設けるバス停留所には、本町のシンボルとなる地域性の高いデザインのバスシェルターを整備し、バスを待つ時間が楽しく、自然に人々が集うような待合環境の創造を目標とする。

【事業2】 快適な待合空間の整備

⇒中心市街地に巡回バスの上屋、ベンチ等を備えたバス停留所を整備し、路線バスへの乗継拠点とする。

目標③ 住民、事業者、行政が一体となった公共交通利用推進体制づくり

本町では地域公共交通の時々課題に関する乗降調査等は実施してきたが、全町的な住民意見の把握や事業者として意見の把握は十分とは言えず、それも一因として巡回バスの利用者が減少した。そこで、地域公共交通を持続的に維持・発展させていくため、利用する地域住民、事業者、行政が一体となって効率的で効果的な公共交通ネットワークづくりを目指していく。

【事業3】 利用促進策の展開

⇒コミュニティバス車内に意見箱等を設置するなどして、住民の要望を十分に把握する。
公共交通パンフレットを新たに作成し、わかりやすい情報提供を図る。

【事業4】 中長期的課題の継続的検討

⇒上屋、ベンチ等のないバス停留所の整備、ICカードの導入、バスロケーションシステムの拡充、近隣市町への乗り入れ、環境にやさしい車両の導入等を継続的に検討していく。

3. 上峰町地域公共交通計画で定めた施策と地域公共交通利便増進事業の位置づけ

上峰町地域公共交通計画において設定された基本方針に基づき、上峰町の公共交通の課題を解消し、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークを形成するために、3つの目標を設定し、16の施策を推進していくこととしており、その内5つの施策は利便増進事業となる。

目標	事業	施策	利便増進事業	該当する施行規則
目標1 町民にも来訪者にも利便性の高い地域公共交通システムの構築	事業1 利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成	中心市街地方面に巡回バス路線の再編成	●	イ①
		路線バスと巡回バスの乗り換え改善	●	□② ハ①
		中心市街地内に乗合タクシーの指定施設設置		
		乗合タクシーの指定施設間運行		
		乗合タクシーのAI予約システム本格稼働		
		乗合タクシーの料金改定	●	□①
		巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化	●	□③
目標2 人々が集う快適な待合環境の創造	事業2 快適な待合空間の整備	中心市街地南北における路線バス、巡回バス停留所を一体的に整備	●	ハ②
目標3 住民、事業者、行政が一体となった公共交通利用推進体制づくり	事業3 利用促進策の展開	意見箱等による住民の要望把握		
		地域公共交通に関するパンフレットの作成		
	事業4 中長期的課題の継続的検討	利用者の多いバス停に上屋、ベンチの整備		
		ICカードの導入		
		バスロケーションシステムの拡充		
		パークアンドライドの推進		
		隣接市町との相互乗り入れの拡充		
電気自動車の導入				

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客起動、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換
(i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）への転換
(ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業への転換
(iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）への転換

③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 運賃又は料金の設定

② 運行回数又は運行時刻の設定

③ 共通乗車船券の発行

ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則§9の3）

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

第3章 地域公共交通利便増進事業の内容及びその実施主体

1. 事業の概要

地域公共交通利便増進計画で実施する事業内容、事業実施主体及び実施時期を以下に示す。

事業項目			
施策	事業内容	実施主体	実施時期
利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成			
乗合タクシーの料金改定	乗合タクシーの料金を統一料金とする	・吉野ヶ里観光タクシー(有)	R6年12月
巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化	巡回バスと乗合タクシーの定期券及び回数券を共通化する	・上峰町地域公共交通活性化協議会 ・(有)上峰タクシー ・吉野ヶ里観光タクシー(有)	R6年12月

2. 事業の内容及びその実施主体

(1)令和6年12月の実施を目指す事業

施策名	乗合タクシーの料金改定
対象事業	コミュニティバス（乗合タクシー）
目的	利用促進、事務の効率化
施策内容	現在、巡回バスは年齢等の区別なく1乗車につき100円としているが、乗合タクシーの運賃は、1乗車につき一般300円、免許証返納者150円、65歳以上120円、小中学生100円と細かく分かれている。安価で統一した運賃に料金改定することで、さまざまな公共交通を利用した町内外への移動を促進する。
実施時期	令和6年12月1日
実施主体	吉野ヶ里観光タクシー(有)

【運賃】

種類	区分	現行運賃	新運賃
巡回バス	一般	100円	100円
乗合タクシー	一般	300円	100円
	免許証返納者	150円	
	65歳以上	120円	
	小中学生	100円	
共通	障害者手帳所持者 未就学児	無料	無料

施策名	巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化
対象事業	コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー）
目的	利用の促進、利便性の向上
施策内容	乗合タクシーの料金改定に伴い、コミュニティバスの回数券、定期券を共通化し利便性の向上を図る。
実施時期	令和6年12月1日
実施主体	上峰町地域公共交通活性化協議会、(有)上峰タクシー、吉野ヶ里観光タクシー(有)

【運賃】

種類	区分	現行回数券価格	➔	新回数券価格	
巡回バス	一般	1,800円			1,800円
乗合タクシー	一般	4,800円			
	免許証返納者	2,400円			
	65歳以上	1,920円			

※回数券…20枚つづり

【定期券】

種類	区分	現行定期券価格			➔	新定期券価格		
		1カ月	3カ月	6カ月		1カ月	3カ月	6カ月
巡回バス	一般	3,750円	6,750円	7,500円		3,750円	6,750円	7,500円
乗合タクシー	一般	11,250円	20,250円	22,500円				
	免許証返納者	5,625円	10,125円	11,250円				
	65歳以上	4,500円	8,100円	9,000円				

(2)令和7年1月以降の実施を目指す事業（参考事項）

施策名	中心市街地方面に巡回バス路線の再編成
対象事業	コミュニティバス（巡回バス）
目的	運行効率化、収支率の改善、利便性の向上
施策内容	町内から中心市街地へ行く公共交通は、主に一般タクシー、乗合タクシー及び巡回バスである。一般タクシー及び乗合タクシーは自宅から中心市街地内施設まで直接運行できるため大きく時間がかかることはないが、巡回バスは町の中央部のみの運行で1便当たり約1時間を要している。スムーズな運行を実現するため、巡回バスの路線を分割（北回り、南回り）し、1便に要する時間を30分程度とし、北回り、南回りそれぞれ1日3便の運行とすることで利便性の向上を図る。また、中心市街地南部の路線バス停留所（都紀女加王墓前）及び北部の路線バス停留所（自動車学校前）と接続しやすいような巡回バス路線とする。
実施時期	令和6年度末
実施主体	上峰町地域公共交通活性化協議会、(有)上峰タクシー

施策名	路線バスと巡回バスの乗り換え改善
対象事業	コミュニティバス（巡回バス）
目的	交通結節点での乗り継ぎ向上
施策内容	巡回バスの路線再編成に伴い運行時刻を変更する。その際、路線バスとの交通結節点である(仮)中心市街地北及び(仮)中心市街地南バス停留所※において、路線バスとの乗り換えがスムーズにできるよう設定する。 ※(仮)中心市街地北及び(仮)中心市街地南バス停留所：新設する巡回バス停留所。名称は未定
実施時期	令和6年度末
実施主体	上峰町地域公共交通活性化協議会、(有)上峰タクシー

施策名	中心市街地南北における路線バス、巡回バス停留所を一体的に整備
対象事業	コミュニティバス（巡回バス）
目的	交通結節点での乗り継ぎ向上、利便性の向上
施策内容	中心市街地北部にある路線バスの停留所（自動車学校前）及び中心市街地南部にある路線バスの停留所（都紀女加王墓前）に接続しやすいように、路線の再編成とともに巡回バスの停留所を設置する。ここには、上屋、ベンチ等を設置し、路線バス、巡回バスの乗り継ぎしやすさの向上を図る。また、バス停のデザインは、中心市街地のイメージにマッチしたものとし、バス停留所と認識しやすいものとする。
実施時期	令和6年度末から令和7年度
実施主体	上峰町、上峰町地域公共交通活性化協議会

3. 事業実施スケジュール

利便増進事業で実施する事業の実施スケジュールを以下に示す。

実施事業	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成					
中心市街地方面に巡回バス路線の再編成					
路線バスと巡回バスの乗り換え改善					
乗合タクシーの料金改定					
巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化					
快適な待合環境の整備					
中心市街地南北における路線バス、巡回バス停留所を一体的に整備					

第4章 事業実施に必要な資金

1. 地域公共交通利便増進事業の実施に必要な資金の額とその調達方法

令和6年12月までに着手予定の利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

項目	総事業費 (千円/年)	内訳 (千円/年)	調達方法	
			調達主体	補助金等
利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成				
乗合タクシーの料金改定	—	—		
巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化 ※	270	270	上峰町	町補助金

※記載は単年度であり、令和10年度まで同額とする。

第5章 地域公共交通利便増進事業の効果

1. 地域公共交通利便増進事業の効果

上峰町地域公共交通計画における目標の達成に向けて、令和6年12月までに実施する利便増進事業によって得られる効果を以下に示す。

事業項目				
	施策	事業の効果	現状値	目標値
			R5 年度	R10 年度
利便性が高く、環境に配慮した交通システムの形成				
	乗合タクシーの料金改定	乗合タクシーの運賃を巡回バスの運賃と統一にすることで利用者数が増加する。	乗合タクシー 利用者数 22,883 人/年度	乗合タクシー 利用者数 25,200 人/年度
	巡回バス・乗合タクシーの定期券等の共通化	巡回バス・乗合タクシーの回数券、定期券を共通化し、コミュニティバスを利用しやすくすることで満足度が高まる。	コミバス 満足度 75%	コミバス 満足度 80%

第6章 地方公共団体による支援の内容

1. 公共交通に対する支援

本町の公共交通ネットワークを確保、維持していくための財政支援や、要望や苦情の受付等、サービス改善を支援する。

2. 公共交通の利用促進に資する情報の発信等

交通事業者の広報活動に合わせて、公共交通ネットワーク全体の利用を促進するため、以下の取組を主体的に実施する。

- ・町内を発着する公共交通ネットワークに係るパンフレットの作成支援
- ・町の広報誌やホームページを活用した情報発信

3. 協議会事務局

協議会の事務局を担い、地域住民、交通事業者、関係機関、行政が連携して取組む体制を構築し、要望、意見、利害関係等を調整する。

また、自治会等から出た公共交通の改善意見については、協議会等で議論しながら持続可能な公共交通を目指す。

第7章 事業実施に必要な事項

1. 地域公共交通利便増進事業の実施のために必要な事項として国土交通省で定める事項

中心市街地再整備事業は、平成31年まで営業していたイオン上峰店の跡地を利用して「地域のシンボルとなる空間」を創出しようとする事業であり、その概要は以下のとおりである。(再掲)

(1)事業実施位置、整備施設等

位置	上峰町大字坊所字七本谷 1551-1 外
面積	約 72,000m ²
工期	令和6年2月～令和8年3月(予定)
整備施設	産直施設(道の駅、認定こども園)、定住促進住宅(商業施設、賃貸住宅)、文教施設(高等学校、こども家庭センター、保健センター、図書館他)、多目的交流施設(体育館、プール、武道館)

(2)施設の配置及び整備イメージ図



【中心市街地完成予想図】

資料

1. 上峰町地域公共交通活性化協議会委員

- ▶ 会 長 武廣 勇平（上峰町長）
- ▶ 副会長 田居 洋海（上峰町民生委員児童委員協議会 会長・住民代表）
- ▶ 監 事 大石 尚男（上峰町老人クラブ連合会事務局長・住民代表）

委員名	区 分	所属等
渡邊 信利	住民代表	区長会 会長
田崎 龍昭	住民代表	上峰小学校 PTA 副会長
原 晋介	住民代表	上峰中学校 PTA 会長
下田 町子	住民代表	親の会 会員
下川 裕二	一般乗合旅客自動車運送業者	西鉄バス佐賀株式会社 取締役営業本部長
天野 善博	一般乗合旅客自動車運送業者	株式会社鳥栖構内タクシー 総務部長
吉野 啓	一般乗合旅客自動車運送業者	吉野ヶ里観光タクシー有限公司 代表取締役
平井 伸也	バス・タクシー協会の代表者	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会 次長
牟田 嘉伊座	国土交通省	九州運輸局佐賀運輸支局 首席運輸企画専門官
仁戸田 幸司	道路管理者	佐賀県東部土木事務所 所長
日高 泰明	道路管理者	上峰町建設課 課長
緒方 孝博	警察署	鳥栖警察署 交通課長
原 望	一般旅客自動車運送業者運転手	有限会社上峰タクシー 職員
坂井 歩美	県職員	さが創生推進課 係長
平川 未代	その他	教育委員